

平成 30 年 2 月 19 日  
厚生労働省労働基準局

- 衆議院予算委員会での御指摘を踏まえ、平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果について、調査手法を確認するため、調査に携わった労働基準監督官へのヒアリングや、過去に同様の調査を行った際の経緯を調べるとともに、集計データの点検を行った。結果は以下のとおり。
- この調査は、全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問し、事業場からの聞き取りを行い、関係書類を確認し、労働時間を調査しているものである。その際の「平均的な者」とその労働時間の選び方については次のとおりであった。
  - ・ 一般労働者については、公表している冊子においては、「平均的な者」とは「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者のことをいう」と記載されているが、労働時間の選び方については記載がなかった。この点について精査した結果、当該者の調査対象月における法定時間外労働時間の最も長い日と最も長い週について、当該労働時間をそれぞれ別個に記入することとなっていた。（別紙 1）
  - ・ 裁量労働制については、労働基準法に規定する労働時間の状況（※ 1）として把握した時間について記入することになっているが、公表している冊子には単に「平均的な者」と記載されているのみであり、1 日の労働時間をどのように選ぶのかは記載がなかった。この点について精査した結果、労働基準法に定める定期報告（※ 2）で報告しているものを転記するか、又は、賃金台帳等の記録により監督官が実際に調べた時間を記入することとしており、1 日で見てもっと多くの労働者が属すると思われる労働時間の層に含まれる労働者の労働時間を記入することとなっていた。（別紙 2）

（※ 1）労働基準法第三十八条の四第一項第四号

（※ 2）労働基準法第三十八条の四第四項

【労働基準法】

第三十八条の四

四 対象業務に従事する第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

4 第一項の規定による届出をした使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、同項第四号に規定する措置の実施状況を行政官庁に報告しなければならない。

○ 一般労働者の数値については、上記の方法で調査していたことに加え、

- ① 1日15時間超の法定時間外労働が9件集計されていたことについては、データを個々に確認した結果、「1日45時間」等の誤記と考えられるケースが少なくとも3件あった一方で、何らかの原因で突発的に1日の労働時間が長くなっていたと考えられるケースもあった。
- ② 1週及び1月の時間数と1日の時間数との間に整合性がないとされていたことについては、1週の2時間47分及び1月の8時間5分については母集団に復元した値であり、1日の1時間37分については単純集計した値である。仮に1週及び1月の数値を単純集計した値にすれば、それぞれ4時間5分、11時間20分となる。また、調査対象月における最も長い1日と最も長い週の法定時間外労働時間は、前述のとおり、それぞれ別個に選び、記入することとなっていた。
- ③ 一般労働者については、法定時間外労働時間を調査したものであって、1日の労働時間を調査したものではなかったため、1日の労働時間を示すに当たっては、1日の法定労働時間である8時間を加えて算出したものであった。

## 平成25年度労働時間等総合実態調査に用いた付表(抜粋)

## 調査事項

## I 時間外・休日労働等

## 問6 時間外労働の実績

## 1 時間外労働時間数

|       |                | 調査対象月の時間外労働が最長の者 | 調査対象月の時間外労働が平均的な者 |
|-------|----------------|------------------|-------------------|
|       |                | 法定労働時間超          | 法定労働時間超           |
| 一般労働者 | 1日の時間外労働の最長時間数 | 時間 分             | 時間 分              |
|       | 1週の時間外労働の最長時間数 | 時間 分             | 時間 分              |
|       | 月間の時間外労働時間数    | 時間 分             | 時間 分              |
|       | 年間の時間外労働時間数    | 時間 分             | 時間 分              |

## IV 裁量労働制 (裁量労働制を導入している場合に記入すること)

## 問3 労働時間の状況

|              | 労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況 | 労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況 |
|--------------|-----------------------------|------------------------------|
| ① 専門業務型裁量労働制 | 1日 時間 分                     | 1日 時間 分                      |
| ② 企画業務型裁量労働制 | 1日 時間 分                     | 1日 時間 分                      |

平成17年度労働時間等総合実態調査(※)における疑義応答

裁量労働制の対象労働者の「労働時間の状況」の記入の仕方についてのやりとり

5/9 (月)

Q 10ページ問3「労働時間の状況」の最長の者は調査月の1か月で一番長い人を選び、その者の1日における最長の時間を書くのか、1日で見ても一番長い人の時間を書くのか。平均的な者も同様に、1か月のトータルで見ても平均的な者を書くのか、1日で見ても平均的な者を書くのか(兵庫局)。

A 記入要領で「法第38条の3第1項第4号又は第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者及び平均的な者の状況を記入すること」としており、記入にあたっては、企画業務型裁量労働制に関する報告(様式第1.3号の4)で報告しているものを転記するか、又は、賃金台帳等の記録により監督官が実際に調べた時間を記入することを想定している。

最長の者の取り方としては、たとえ瞬間的なものであっても、1日で見ても最も長い人の労働時間を書くこととし、平均的な者も1日で見ても多くの労働者が属すると思われる労働時間の層に含まれる労働者の労働時間を書くこととする。

(下線は今回付したもの)

※ 平成17年度労働時間等総合実態調査においても、平成25年度と同じ方法で、裁量労働制における労働時間の状況として、「最長の者の状況」及び「平均的な者の状況」を調査している。